

ペットの飼育に関する誓約書

貸主 _____ 殿

【対象物件】

貸主
借主
名称
号室
所在地
構造
面積

ペット：犬・猫（種類： _____ 匹）	性別： _____
名前： _____	

上記対象物件にてペットを飼育するにあたり、私、_____ は以下の事項について遵守する事をお約束します。万一、本書に違反して他に迷惑をかけた場合はペットの飼育を止めるか、住宅賃貸借契約に従って明渡しを請求されても異議は申し立てません。

1. 上記申し出以外のペットを飼育しない事。ペットの飼育に関し変更する場合、速やかに貸主及び管理会社(株)ホワイトホームズに報告し承諾を受ける事。
2. 盲導犬、看護犬を除き、飼育するペットは腕に抱ける大きさのものに限り、他の人に恐怖心や嫌悪感を与える猛獣、蛇等の爬虫類、大型動物、臭気を発生する動物の飼育はしない事。
3. 本建物の通路や階段等の共用部分ではペットを抱いて歩き、放して歩かせない事。
4. ペットは室内の専用部分でのみ飼育し、ベランダ等室外の専用使用部分に放し飼いをしない事。

5. 建物のベランダや通路、階段、共用部にて飼育するペットに水や餌を与えたり、排泄行為やブラッシングをしない事。
6. 飼育するペット及び飼育環境は常に清潔を保ち、健康管理、疾病の予防、ノミ、ダニ等の害虫の発生防止に注意をする事。
7. 糞尿や病気等による悪臭や鳴き声等による騒音にて近隣に迷惑を掛けないように注意する事。また、万一、近隣より苦情が出た場合は借主の責任と負担において解決し、貸主及び管理会社(株)ホワイトホームズの指導に従い改善をする事。
8. 飼育するペットについては法で定められた登録や予防注射を確実にこなう事。
9. 飼育するペットによる破損、汚損（匂いを含む）被害、賠償責任等が発生した場合は借主の責任と負担において原状回復及び損害賠償をする事。
10. 飼育するペットを洗浄する際、ペットの毛が排水管に詰まらないよう注意をする事。ペットの毛が原因による排水管の詰りや、漏水の修繕費用は借主の負担とする。
11. 飼育するペットが本建物敷地内の植栽に立ち入らないようにする事。
12. 飼育するペットが死亡した場合、借主の責任と負担において適切な処置を行なう事。
13. 来訪者が動物を連れて本件建物内に立ち入る場合、借主の責任において本規定を遵守させる事。
14. 一日以上部屋を不在にする場合、飼育するペットを同行又は第三者に預ける等の手段を講じる事。事例として、借主が不在時、飼育するペットがステレオのリモコンをいたずらし、騒音の迷惑を近隣に与えた事があります。
15. 住宅賃貸借契約の期間満了及び解約等による物件の明渡をする際、貸主及び管理会社(株)ホワイトホームズの立会いのもと使用状況を確認し、万一、借主の善管管理注意義務違反があった場合は借主の責任と負担において原状回復をする事。また、住宅賃貸借契約に基づき敷金を1ヶ月分償却するものとする。

以上

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

借主 _____